5　次に掲げる者は、その年中に支払又は交付をした譲渡対価又は償還金の額等を記載した支払調書を、支払の確定した日の属する年の翌年一月三一日までに、税務署長に提出しなければならないこととした。これに伴い、無記名割引債の償還金の支払調書制度は廃止することとした。（所得税法第二二四条、第二二四条の三及び第二二五条関係）

㈠　居住者等に対し国内において公社債、公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の投資信託の受益権又は特定目的信託の社債的受益権（以下「公社債等」という。）の譲渡の対価（償還金又は解約金を含む。以下同じ。）の支払をする者

㈡　国内に恒久的施設を有しない非居住者、内国法人のうち普通法人等（普通法人並びに法人税法別表に掲げる公共法人、公益法人等及び協同組合等（一般社団法人及び一般財団法人並びに同法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人を除く。）をいう。）以外の法人又は外国法人に対し国内において公社債等の償還金等のうち一定のものの交付をする者

6　金融商品取引法の改正に伴い、委託以外の方法で商品関連市場デリバティブ取引の差金等決済をした者から告知を受けるべき者等の範囲に、当該商品関連市場デリバティブ取引の相手方である金融商品取引所の長を加えることとした。（所得税法第二二四条の五関係）

二　法人税法の一部改正関係

1　青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度について、災害損失欠損金額が生じた事業年度の修正申告書又は更正請求書に災害損失の額の計算に関する明細を記載した書類を添付している場合においても適用を受けることができることを明確化することとした。（法人税法第五八条及び第八一条の九関係）

2　再生手続開始の決定等の事実による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度について、債務者である中小法人等に該当しない法人の有する資産につき評価益の額又は評価損の額の益金又は損金算入制度の適用がない場合で、青色欠損金額等の控除前の所得の金額が債務免除益等の額を超えるときにおける繰越欠損金額の損金算入額は、債務免除益等の額又は青色欠損金額等の控除後の所得の金額からその超える部分の金額の一〇〇分の二〇相当額を控除した金額のいずれか少ない金額に達するまでの金額を限度とすることとした。（法人税法第五九条関係）

三　相続税法の一部改正関係

1　遺産に係る基礎控除を次のとおり引き下げることとした。（相続税法第一五条関係）

	改正前	改正後
定額控除	五、〇〇〇万円	三、〇〇〇万円
法定相続人比例控除	一、〇〇〇万円に法定相続人の数を乗じた金額	六〇〇万円に法定相続人の数を乗じた金額

2　相続税の税率構造を次のとおり改めることとした。（相続税法第一六条関係）

改正前	税率	改正後	税率
一、〇〇〇万円以下の金額	一〇％	一、〇〇〇万円以下の金額	一〇％
三、〇〇〇万円 〃	一五％	三、〇〇〇万円 〃	一五％
五、〇〇〇万円 〃	二〇％	五、〇〇〇万円 〃	二〇％
一億円 〃	三〇％	一億円 〃	三〇％
三億円 〃	四〇％	二億円 〃	四〇％
三億円超の金額	五〇％	三億円 〃	四五％
		六億円 〃	五〇％
		六億円超の金額	五五％

3　未成年者控除に係る控除額を次のとおり引き上げることとした。（相続税法第一九条の三関係）

改正前	改正後
二〇歳までの一年につき六万円	二〇歳までの一年につき一〇万円

4　障害者控除に係る控除額を次のとおり引き上げることとした。（相続税法第一九条の四関係）

改正前	改正後
八五歳までの一年につき六万円（特別障害者については一二万円）	八五歳までの一年につき一〇万円（特別障害者については二〇万円）

5　相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造を次のとおり改めることとした。（相続税法第二一条の七関係）

改正前	税率	改正後	税率
二〇〇万円以下の金額	一〇％	二〇〇万円以下の金額	一〇％
三〇〇万円 〃	一五％	三〇〇万円 〃	一五％
四〇〇万円 〃	二〇％	四〇〇万円 〃	二〇％
六〇〇万円 〃	三〇％	六〇〇万円 〃	三〇％
一、〇〇〇万円 〃	四〇％	一、〇〇〇万円 〃	四〇％
		一、五〇〇万円 〃	四五％
		一、〇〇〇万円超の金額	五〇％
		三、〇〇〇万円超の金額	五五％

6　相続時精算課税制度の対象となる受贈者に係る贈与者の年齢要件を六〇歳以上（改正前六五歳以上）に引き下げることとした。（相続税法第二一条の九関係）

7　相続若しくは遺贈又は贈与により相続税法の施行地外にある財産を取得した個人で当該財産を取得した時において同法の施行地に住所を有しない相続人若しくは受遺者のうち日本国籍を有しない者（当該相続若しくは遺贈又は贈与に係る被相続人又は贈与者が、相続開始又は贈与の時において同法の施行地に住所を有していた場合に限る。）は、相続税又は贈与税を納める義務があるものとした。（相続税法第一条の三及び第一条の四関係）

8　特別障害者に係る贈与税の非課税措置について、次の措置を講ずることとした。（相続税法第二一条の四関係）

㈠　適用対象者に、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者その他の精神障害がある一定の者を加える。

㈡　右記㈠の者に係る非課税限度額を三、〇〇〇万円とする。

㈢　適用対象となる信託契約の終了時期を、特別障害者又は右記㈠の者の死亡の日とする。

四　登録免許税法の一部改正関係

学校法人、公益社団法人及び公益財団法人並びに宗教法人が保育所の用に供するために取得する不動産に係る所有権の移転登記等については、登録免許税を課さないこととした。（登録免許税法別表第三関係）

五　印紙税法の一部改正関係

金銭又は有価証券の受取書のうち記載された受取金額が五万円（改正前三万円）未満のものには、印紙税を課さないこととした。（印紙税法別表第一関係）

六　国税通則法の一部改正関係

1　源泉所得税に係る加算税の賦課決定につき、旧納税地を所轄する税務署長が納税地の異動の事実を知らないこと等につきやむを得ない事情があるときは、当該税務署長がその賦課決定をすることができることとした。また、源泉所得税及びその加算税に係る納税の告知処分につき、その処分後に納税地の異動があったときの異議申立ては、新納税地を所轄する税務署長にすることとした。（国税通則法第三三条及び第八五条関係）

2　更正の請求をすることができる期限について日曜日・祝日等に当たりその翌日が期限とみなされる場合又は災害等により期限延長される場合には、更正等の期間制限の特例として、当該更正の請求があった日から六月間更正の請求に係る更正等を行うことができることとした。（国税通則法第七一条関係）